

■取得可納な学位については、「高野山大学学則第 28 条」並びに「高野山大学大学院学則第 15 条」に規定し、その詳細は「高野山大学学位規程第 2 条」にそれぞれ記載しています。

「高野山大学学位規程」を掲載

高野山大学学位規程

(目的)

第 1 条 この規程は学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）の規定及び高野山大学学則並びに高野山大学大学院学則の規定に基づき、高野山大学（以下「本大学」という。）において授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第 2 条 本大学において授与する学位は学士、修士及び博士とする。

2 学士の専攻分野名は、次のとおりとする。

(1) 学士（文学）

3 修士の専攻分野名は、次のとおりとする。

(1) 修士（密教学）

(2) 修士（仏教学）

4 博士の専攻分野名は、次のとおりとする。

(1) 博士（密教学）

(2) 博士（仏教学）

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本大学の学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、本大学大学院修士課程に 2 年以上在学し、所定の専門科目について 30 単位以上を修得し、かつ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の学位論文については、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代え

ることができる。特定の研究課題の審査方法等は、大学院に関する試験並びに試験実施規程に定める。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、修士課程または博士前期課程を修了したのち、本大学大学院博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の専門科目について 12 単位以上を修得し、かつ学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に 1 年以上（修士課程を 1 年で修了した者にあつては 2 年以上）在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の学位論文は、在学期間中に提出するものとする。

3 博士の学位は、前各項に規定するもののほか、本大学大学院博士課程を経ない者であっても、本大学大学院に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ専攻学術に関し、本大学大学院博士課程を経て学位を授与される者と同程度の学力があることを確認された場合は、これを授与することができる。

(課程の修了による学位の授与)

第 6 条 修士課程及び博士後期課程の修了者については、審査のうえ学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第 7 条 第 5 条第 3 項により、博士の学位論文を提出した者については、この規程の定めるところにより審査のうえ、学位を授与することができる。

(課程による者の学位論文の提出)

第 8 条 課程により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に学位論文 3 通、履歴書、論文目録、論文内容要旨を添えて、学長に提出するものとする。

2 学長は前項の学位論文を受理したときは、大学院委員会の審査に付さなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第 9 条 第 5 条第 3 項の規定により、学位の授与を請求する者は、学位申請書に学位論文 3 通、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位審査手数料

を添えて、学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の学位の授与の申請を受理したときは、大学院委員会に審査させる。

3 学位審査手数料は別に定める。

(学位論文)

第10条 学位論文は1編に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、その他の材料を提出させることがある。

(学位論文及び学位審査手数料の返付)

第11条 受理した学位論文及び学位審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(審査委員)

第12条 大学院委員会は、第8条第2項の規定により学位論文が審査に付されたとき、又は第9条第2項の規定により学位の審査を命ぜられたときは、大学院委員会を構成する委員及び大学院担当者のうちから、主査にあたる審査員1名、副査にあたる審査員2名以上の学位論文審査委員（以下「審査委員」という。）を選出して、その審査を委嘱しなければならない。

2 学位論文の専門領域によっては、前項の審査委員に加えて副査にあたる審査委員を委嘱することができる。

(審査期間)

第13条 学位論文の審査、最終試験及び学力の確認は、学位論文、又は学位の授与の申請を受理した後、原則として1年以内に、学位を授与できるものか否かを決定できるように終了するものとする。ただし、事由があるときは、大学院委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

(論文審査の方法)

第14条 第5条第3項の規定により学位の授与を申請した者についての学位論文の審査にあたっては、面接試験を行うものとする。ただし、大学院委員会が特別の事由があると認めた場合は、面接試験を行わないことがある。

(最終試験)

第15条 第4条及び第5条第1項の規定による最終試験は、学位論文の審査が終った後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口述又は筆答により行うものとする。

(学力の確認)

第16条 第5条第3項の規定による学力の確認は、学位論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、大学院委員会が特別の事由があると認めた場合は、学位論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

第17条 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力の確認を行わないものとする。

(大学院委員会への報告)

第18条 審査委員は、審査が終了したときは、ただちにその結果を大学院委員会に報告しなければならない。

(大学院委員会の議決)

第19条 大学院委員会で学位を授与できる者と議決するには、大学院委員会構成員（海外出張、休職中、その他、大学院委員会がやむを得ない事由があると認めた者を除く）の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その3分の2以上の賛成がなければならない。

2 大学院委員会は、必要と認めたときは、大学院委員会構成員以外の他大学又は他研究所の教員を出席させることができる。

(学長への報告)

第20条 大学院委員会が、第19条の規定に基づき、学位を授与できる者と議決したときは、文書により学長に報告しなければならない。

(学位記の授与)

第21条 学長は第19条の規定による報告に基づいて、第4条及び第5条第1項によるものについては、それぞれの課程の修了の可否、第5条第3項

によるものについては、その論文の合否について決定し、それぞれ課程の修了、又は論文の合格を決定した者には、学位記を授与するものとする。不合格者に対しては、その旨本人に通知する。

(論文要旨等の公表)

第22条 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第23条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表するものとする。ただし、学位を授与される前にすでに印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第24条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した本大学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第25条 学位を授与された者が、次の各号の1に該当するときは、学長は大学院委員会の議決を経て、すでに授与した学位を取り消すことができる。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

2 大学院委員会において、前項の議決を行う場合は、第19条の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第26条 本大学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位を授与した日から3ヶ月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に報告するものとする。

(学位記及び書類)

第 27 条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附 則

この規程は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

第3条の規定により授与する学位記の様式

契 印	卒業証書	学位記
		→都道府県名
	本籍	○ ○ ○ →氏名
		○ ○ ○ ○
		年 月 日生
	本大学文学部○○学科所定の課程を修め本大学を卒業したので 学士（文学）の学位を授与する。	
	平成	年 月 日
		→高野山大学印
	高野山大学長	○ ○ ○ ○ →氏名
	第○号	

第4条の規定により授与する学位記の様式

契 印	学位記	
	→都道府県名	
	本籍	○ ○ ○ →氏名
		○ ○ ○ ○
		年 月 日生
	本大学大学院文学研究科○○学専攻の修士課程を修了したので 修士（○○学）の学位を授与する。	
	平成	年 月 日
		→高野山大学印
	高野山大学長	○ ○ ○ ○ →氏名
	修第○号	

第5条第1項の規定により授与する学位記の様式

契 印	学位記			
	本籍	○	○	○
		○	○	○
				日生
				年 月
	本大学大学院文学研究科○○学専攻の博士課程を修了したので			
	博士（○○学）の学位を授与する。			
	平成	年	月	日
				→高野山大学印
				→氏名
				高野山大学長 ○ ○ ○ ○
	博（甲）第○号			

第5条第3項の規定により授与する学位記の様式

契 印	学位記			
	本籍	○	○	○
		○	○	○
				日生
				年 月
	本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので			
	博士（○○学）の学位を授与する。			
	平成	年	月	日
				→高野山大学印
				→氏名
				高野山大学長 ○ ○ ○ ○
	博（乙）第○号			

第8条第1項の規定による学位申請書の様式

平成○年○月○日
高野山大学長 ○ ○ ○ ○ 殿
現住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○ ○ ○ ○ ○ 印
博士の学位授与について（申請）
高野山大学学位規程第8条第1項の規定に基づき学位論文に必要な書類を添えて博士（○○学）の学位を申請します。
提出論文及び添付書類
1. 学位論文 1編 ○冊 3通 (ほかに参考論文) ○編 ○冊 3通
2. 履歴書 3通
3. 論文目録 3通
4. 論文内容要旨 3通

第8条第1項の規定による論文目録の様式

論 文 目 録

報告番号	※甲第○○号	氏名	○ ○ ○ ○
学位論文	1編	○冊	
題名	○○○○○○○○○○○○○○○○○		
印刷公表の方法及びその時期（予定の場合を含む）			
参考論文	○編	○冊	
題名	○○○○○○○○○○○○○○○○○		
印刷公表の方法及びその時期（予定の場合を含む）			

- 備考
1. 論文題名（学位論文、参考論文）が外国語の場合は、訳を附すること。
 2. 論文（学位論文、参考論文）が未公表の場合は、原稿枚数、公表予定の方法及びその時期を記入すること。
 3. 参考論文が2つ以上ある場合は、それぞれの題名及び冊数を記入すること。
 4. 参考論文については、提出する論文についてのみ、その題名等を記すること。
 5. 報告番号欄は記入しないこと。

第9条第1項の規定による学位申請書の様式

平成○年○月○日																				
高野山大学長 ○ ○ ○ ○ 殿																				
現住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○																				
氏名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ㊟																				
博士の学位授与について（申請）																				
貴学学位規程第9条第1項の規定に基づき学位論文に必要な書類及び学位審査手数料を添えて博士（○○学）の学位を申請します。																				
提出論文及び添付書類																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1. 学位論文</td> <td style="width: 10%;">1編</td> <td style="width: 10%;">○冊</td> <td style="width: 30%;">3通</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">（ほかに参考論文）</td> <td>○編</td> <td>○冊</td> <td>3通</td> </tr> <tr> <td>2. 履歴書</td> <td></td> <td></td> <td>3通</td> </tr> <tr> <td>3. 論文目録</td> <td></td> <td></td> <td>3通</td> </tr> <tr> <td>4. 論文内容要旨</td> <td></td> <td></td> <td>3通</td> </tr> </table>	1. 学位論文	1編	○冊	3通	（ほかに参考論文）	○編	○冊	3通	2. 履歴書			3通	3. 論文目録			3通	4. 論文内容要旨			3通
1. 学位論文	1編	○冊	3通																	
（ほかに参考論文）	○編	○冊	3通																	
2. 履歴書			3通																	
3. 論文目録			3通																	
4. 論文内容要旨			3通																	

第9条第1項の規定による論文目録の様式

論文目録																											
報告番号	※乙第○○号	氏名	○ ○ ○ ○																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">学位論文</td> <td style="width: 10%;">1編</td> <td style="width: 10%;">○冊</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">題名</td> <td colspan="3">○○○○○○○○○○○○○○○○○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding-left: 40px;">印刷公表の方法及びその時期（予定の場合を含む）</td> </tr> <tr> <td>参考論文</td> <td>○編</td> <td>○冊</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">題名</td> <td colspan="3">○○○○○○○○○○○○○○○○○</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding-left: 40px;">印刷公表の方法及びその時期（予定の場合を含む）</td> </tr> </table>				学位論文	1編	○冊		題名	○○○○○○○○○○○○○○○○○			印刷公表の方法及びその時期（予定の場合を含む）				参考論文	○編	○冊		題名	○○○○○○○○○○○○○○○○○			印刷公表の方法及びその時期（予定の場合を含む）			
学位論文	1編	○冊																									
題名	○○○○○○○○○○○○○○○○○																										
印刷公表の方法及びその時期（予定の場合を含む）																											
参考論文	○編	○冊																									
題名	○○○○○○○○○○○○○○○○○																										
印刷公表の方法及びその時期（予定の場合を含む）																											

- 備考
1. 論文題名（学位論文、参考論文）が外国語の場合は、訳を附すること。
 2. 論文（学位論文、参考論文）が未公表の場合は、原稿枚数、公表予定の方法及びその時期を記入すること。
 3. 参考論文が2つ以上ある場合は、それぞれの題名及び冊数を記入すること。
 4. 参考論文については、提出する論文についてのみ、その題名等を記すること。
 5. 報告番号欄は記入しないこと。